

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第12回会議（定例会）

1 期 日 令和8年3月10日（火） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時58分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教育総務課副参事兼人事給与室長 岡野 秀次
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
保 健 体 育 課 長 佐藤 祐児
教 職 員 課 長 和久 純
文 化 財 課 長 大内 千年
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹
教職員課副参事兼任用室長 渡 繁伸

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班主事 橋元 晴也
教育総務課働き方改革推進班長 渡邊 雅弘
同 副主幹 狩野 正哉
財 務 課 育 英 班 長 宮下 裕子
同 副主査 中村 千宏
同 主事 坂口 将人

教育振興部

教職員課主幹兼小中学校人事室長 草刈 祥智
同 管理主事 樋口 清之
同 管理主事 内田 隆二

同	管理主事	渡部	悠介
同	管理主事	香取	宏祐
同	管理主事	米塚	丈泰
教職員課任用室選考班管理主事		加藤	大地
保健体育課学校体育班長		右崎	英志
同	指導主事	阿部	督史
文化財課副課長		吉野	健一
同指定文化財班主任上席文化財主事		田邊	由美子

事務局

企画管理部教育総務課			
主幹兼委員会室長	山口	聖剛	
同副主幹	小合	基夫	
同主査	土屋	雄輝	
同主査	積田	さゆり	

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和7年度第11回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第78号議案から第81号議案までの議案4件、第15号報告の報告議案1件、報告1から報告5までの報告5件である。第80号議案及び第81号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第78号議案 学校における働き方改革推進プランの改定について

【教育総務課長】

今回の改定については、給特法の改正に伴い、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と、健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定と公表、そして実施状況の公表が義務付けられたことから、本プランを改定するものである。

今回の改定の視点は大きく分けて3点ある。まず、プランの位置づけについてだが、これまでの県の条例、規則に加え、今回新設された「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」の第8条に基づいて定める旨を明記した。

2点目に、国の指針と照らし合わせ、計画に盛り込むべき内容について確認したところ、現行プランの内容との整合が確認できたが、これまでの進捗状況を反映させ、県の現状や課題等を修正した。

3点目に、それぞれの具体的取組について、国の指針や県の取組状況と照らし合わせ、内容を加除・訂正した。例えば、学校と教師の業務の3分類の徹底については、国の指針で14項

目から19項目に増えたことに合わせて修正している。また、今年度試行し、制度化した長期休業期間中の時差出勤や在宅勤務の取組を市町村立学校でも進めるよう記載した。

本プランについては、令和8年度までの目標値を設定し、取組を着実に進めているところであるが、PDCAサイクルを構築して業務改善を進めることや、3分類を徹底するための取組、メンタルヘルス対策の推進等、本来100%にしなければならない取組も多くあることから、引き続き、各種会議や研修会、個別の訪問等、様々な機会を通じて指導・助言していく必要がある。

以上のことから、本プランを改定し、学校における働き方改革をさらに推進していく。

【貞廣教育長職務代理者】

第78号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第78号議案は、原案どおり可決する。

第79号議案 千葉県奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【財務課長】

千葉県奨学資金は、経済的な理由で修学が困難な高校生等を対象に、修学上必要な学資を無利子で貸し付けるもので、令和6年度は740人に貸付を行ったところである。改正趣旨についてだが、本県の奨学資金の貸付基準は、概ね、日本学生支援機構の大学生向け貸付基準に準拠しているが、先般、機構において貸付基準の変更を行ったため、本県においても、令和8年度貸付決定分から基準変更を行うこととしている。これまでは、申請者世帯の総所得額から各種控除を実施した上で、世帯人数ごとの基準金額と比較して、貸付可否を決定していたが、計算方法が複雑だったほか、控除項目ごとに複数の証明書類が必要であり、同様の基準としていた本県でも、収入に関するすべての証明書の提出を要するなど、各学校・申請者にとって事務負担が大きい状況であった。

これらを踏まえ、機構では、総所得金額ではなく、住民税課税標準額を利用した計算方法に変更し、主として、市町村が有する課税情報により判定できるように貸付基準を変更した。これを受けて、本県でも機構と同様に、原則として市町村が発行する課税証明書により判定を行う形で貸付基準を改めることとした。これに伴い、「千葉県奨学資金貸付条例施行規則」に規定する一部様式で、記載不要となる箇所が発生するが、様式の変更に係る規則改正は、千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、教育委員会議に諮る必要があることから、審議いただくものである。

なお、基準変更により、例えば、公立高校に通う4人世帯では、目安として665万円以下であれば貸付可能であったところ、768万円まで貸付が可能となるなど、結果として貸付範囲が拡大されることとなる。

次に改正内容についてだが、規則改正の対象となる様式は、私立高校等の生徒が貸付を希望する場合に学校に記載を求めている別記第2号様式（「奨学生推薦書」）となる。原則として、市町村が発行する課税証明書に基づき判定を行えるよう計算方法を改めたことで、様式中の判定欄における特別控除や認定の記載が不要となるほか、作成者氏名も記載不要となることから、記載欄を削除するための改正を行うものである。

最後に施行期日であるが、令和8年4月1日を予定している。

【櫻井委員】

このような情報に困窮世帯ほどアクセスしづらい状況にあると思われるため、積極的な情報

発信に加え、年収要件の変更についてはよりわかりやすい表記となるように要望する。また、延滞利息について、返還猶予をすることにより滞納にならないため、返還が困難になった場合の相談窓口等についての周知も併せて要望する。

【財務課長】

各学校へ募集チラシ等を配布し、入学説明会等においても周知している。相談等については、県立高校は各学校で、私立高校等は財務課で所管しており、返還猶予等の案内も丁寧に対応しているところである。

【芦澤委員】

貸付金額が国公立と私立とで違っているが、授業料の無償化等もある中で、違いを設ける必要があるのかどうかや、貸付希望者数の推移により制度の内容を見直すことが今後必要になるかと思うため、検討いただきたい。

【貞廣教育長職務代理人】

第79号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理人】

第79号議案は、原案どおり可決する。

第15号報告 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

【教育総務課給与人事室長】

改正理由についてであるが、千葉県財務規則及び千葉県事務決裁規程が改正されることに伴い、専決区分の整合性を図るため、必要な改正を行ったものである。なお、前回の教育委員会会議時点において、改正内容の検討及び調整を行っていたことや、知事部局の各規則等とあわせて、2月17日に公布する必要があったこと等の事情により、教育長の臨時代理により対応した。

改正内容については、財務関係に関する事務のうち専決区分の額を見直したほか、補助金及び負担金の額の確定を行うことを課長専決とし、事務の効率化や意思決定の迅速化を図ることとした。

施行期日は、令和8年3月1日となる。

第15号報告は終了。

報告1 令和7年度「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について

報告2 令和7年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の結果について

報告3 令和7年度「学校における働き方改革推進プラン取組状況調査」の結果について

【教育総務課長】

報告1から報告3については関連しているため、一括して説明する。

はじめに「教員等の出退勤時刻実態調査」の結果について説明する。この調査は、千葉市立及び市立高校を除く県内すべての公立の小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・特別支援学校を対象として、毎年11月に実施している。「月当たりの時間外在校等時間が45時間以上80時間未満の教諭等の校種別割合」については、昨年度と比較すると、全ての校種で減少

しており、全校種の平均については、7.4ポイント減少し、24.5%で、3年連続で5ポイント以上の減少となった。「月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教諭等の割合」についても、減少傾向にあり、全校種の平均は、前年度から2ポイント減の3.8%となった。

続いて「教諭等の月当たりの時間外在校等時間」の平均であるが、こちらも全体的に減少しており、全校種の平均は35時間01分で、昨年度から4時間28分減少した。「副校長・教頭の月当たりの時間外在校等時間」は、全校校種での平均は53時間34分となり、昨年度よりも5時間21分減少した。昨年度から大幅に減少した要因としては、プランに沿った取組が進んでいること、スクール・サポート・スタッフや副校長・教頭マネジメント支援員など人的配置の拡充、業務改善DXアドバイザー配置事業による業務改善、長期休業中の時差出勤や在宅勤務の試行による勤務時間意識の向上等、様々な取組が複合的に成果として表れているものと捉えている。しかし、全体的に改善傾向にあるが、教諭等については、校種によって時間外在校等時間の差がみられる一方、副校長・教頭においては、依然として、おしなべて長時間勤務の状態であり、更なる業務負担軽減が喫緊の課題である。

次に、「教職員の働き方改革に係る意識等調査」についてである。「子供と向き合う時間の確保」と「勤務時間の意識」については、「子供と向き合う時間を確保できている」と感じている教職員は昨年度と変わらなかったが、「勤務時間を意識して勤務できている」教職員は90%と、前回調査より19ポイント増加した。長期休業中の時差出勤と在宅勤務の試行により、自身の勤務時間の意識化が図られたことが要因として考えられる。

次に、「子供と向き合う時間を確保できている」という教職員が増えていないことから、「働きがい」が失われるような働き方改革になっていないかという不安を明らかにするため、「働きやすさ」や「働きがい」について調査した。「働きやすさ」を感じている割合は、学校種では高校が、職種では栄養教諭が若干低くなっているが、それ以外の校種や職種では全体的に85%以上の教職員が働きやすさを感じていることがわかった。また、「働きがい」についても、職種で事務職員がやや低くなっているが、どの学校種、職種でも87%以上と、非常に高く、働きがいをもって働いていることがわかった。

「時間的負担」と「精神的負担」についての上位3項目についての調査結果についての詳細は、意識等調査のデータ編となる報告資料17ページに記載している。「時間的負担」は、分掌業務や調査・回答といった事務的な業務が多いが、「精神的負担」は、保護者や地域対応が多くなっている。また、外国にルーツを持つ子供や保護者、特別な支援が必要な子供など、様々な課題のある児童・生徒、保護者が増えていることから、「多様な個別支援への手立てや責務」に負担を抱いている教職員が多いと推測される。

「子供と向き合う時間を確保するために必要だと思うことについて」の結果は、一番多かった意見が、小中学校に全校配置し、今年度から高等学校にも新たに配置を始めたスクール・サポート・スタッフや、副校長・教頭マネジメント支援員等の教員が行っている事務的仕事を支援してくれる外部人材の配置やその拡充であった。また、職員間のコミュニケーションや、助け合える雰囲気や環境づくり、教員自身の指導力等の向上、業務や行事の削減、ICTの活用による業務の効率化など、様々な意見があげられた。子供と直接関わらない事務的業務や、行事等の更なる精選を進め、教員の創造的ゆとりを生み出す時間的余白を確保することが必要だと思われる。さらに、心身の健康や心の余裕、職員間のコミュニケーションが大切という意見も一定数あったことから、各学校で、教職員が自ら課題を見出し、解決に向けた自発的な取組を進められるような支援も、今後必要であると考えている。

最後に、「学校における働き方改革推進プランの取組状況調査」は、昨年度、取組状況が大きく進んだことから、今年度は、昨年度の結果から、達成度が低かった項目に絞って調査を行った。市町村教育委員会の取組としては6項目あり、PDCAサイクルの構築や部活動改革、地域連携等は80%を超えたが、働き方改革の全庁的な推進体制整備、柔軟な働き方、国の指針の実効性を図る取組は進捗が見られるものの、まだ70%台と、更なる取組の推進が必要である。取組5については、首長部局を巻き込んだ体制の整備を促すこと、取組17については、今年度県立学校で試行を経て制度化した時差出勤や在宅勤務の事例を周知すること、取組18については、国の指針に示された学校の業務の3分類に沿った取組について、好事例を示しながら具体的な取組を促すこと等、支援していくことが必要だと思われる。また、県立学校の取

組については、ほぼ全ての項目で90%を達成しているが、やはり、3分類の取組についてさらに進める必要があることから、県教育委員会がやること、各学校がやること、地域や家庭の協力を仰ぐこと等、具体例を示しながら、各学校の状況に応じた取組を支援して行く必要があると考える。

プランの取組状況は概ね達成が見られているが、例えば教育委員会の取組1のPDCAサイクルの構築や取組5の全庁的な推進体制の構築など、本来は100%とならなければならない項目もあることから、引き続き、ポイントを絞った取組を進めていきたい。

【花岡委員】

効率よく仕事ができ、子供と向き合っている教員を「優れた教員」と捉えているのだと思うが、その教員がどのように回答するかは自由である。子供と向き合う時間を「確保できている」と回答した方と、「確保できていない」と回答した方が、それぞれ何に対して負担を感じているのか、どの部分を取り除けばいいのかがわかるデータを見たい。

【櫻井委員】

市町村教育委員会の取組状況の「働き方改革に係る全庁的な推進体制を構築」の達成率が100%に遠い結果となっている。県教育委員会として指導助言をしていくということであるが、この要因についてどう捉え、それに対して何を指導助言していくのか。

【教育総務課長】

各市町村教育委員会の取組の進捗状況については、各市町村教育委員会をまわり、個別具体的話を伺いながら指導助言しているところである。各市町村教育委員会事務局の規模に応じて取組に差が出てきてしまっているのが現状であり、県教育委員会として支援できる部分については提示しながら、指導助言をしていきたい。

【櫻井委員】

県の役割は、指導助言にとどまらず、支援や補完も含まれると思うため、課題解決に向けた支援を強く進めていただきたい。始まってからそれなりの時間が経っているにも関わらず、取組が不十分な自治体があるという現状であるため、来年度は、やっていると認知してもらえるような支援や補完を要望する。指導助言することがゴールでなく、認知をしてもらうことがゴールである。ぜひ、次年度の取組結果では達成率が100%になっていることを期待する。

【教育総務課長】

文部科学省から公表された「令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための『見える化』調査結果」について、今後分析を進めて各市町村教育委員会の実態を掴み、活用しながら指導助言していきたい。

【永沢委員】

令和7年度「教職員の働き方改革に係る意識等調査」の質問項目は、千葉県独自のものか。また、それぞれの項目について「はい」または「いいえ」で答える質問なのか。

【教育総務課長】

県で設定して調査した。4段階での回答方法となっており、上位2項目を「できている」と捉え、示している。

【永沢委員】

校長が調査の対象外となっているが、できれば調査対象にしてほしい。

【貞廣教育長職務代理者】

令和4年度から時間外在校等時間が減少してきている点は大変喜ばしく、多くの方が自己マ

ネジメントをしていることがうかがえるが、中学校の時間外在校等時間が他の校種に比べて減っていないのは、部活動の問題だと考える。今回、予算がついたこともあるため、ぜひ強く部活動の地域展開を考えていただきたい。小規模で新しく政策を立ち上げる余力のない自治体や、やりたくてもやれないというような自治体については、県が立ち上げの支援をしてもらいたい。また、先生方についても兼業という形で部活動に関わりたい方が関わられるような姿を模索いただきたい。グラフを作成するにあたっては、ミスリードにならないようにスケールを揃えるようにした方が良い。

報告1、報告2及び報告3は終了。

報告4 令和7年度「千葉県体力・運動能力調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について

【保健体育課長】

「令和7年度千葉県体力・運動能力調査及び令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について報告する。この調査は、子供の体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校が体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的として昭和39年から毎年実施している。

資料26ページ、県の調査と国の調査の概要について説明する。県の調査では県内公立の小学1年生～高校3年生を、国の調査では小学校5年生と中学校2年生を対象としている。国は実技調査に加えて児童生徒への質問紙調査、各学校や教育委員会の取組についても調査を実施しており、この2種類の調査を総合的に分析し、児童生徒の体力、運動習慣等についての考察、今後の取組について検討している。

資料27ページ、体力合計点は、1種目10点、8種目の合計80点満点で体力を評価するものであるが、昨年度との比較では、小学生は若干低下し、中学生・高校生は若干向上した。総合評価は、スポーツ庁が設定している基準表に基づき、体力合計点を5段階で評価したものであるが、全ての校種で約4～5割がA・B評価、約2割がD・E評価となった。

資料28ページ、総合評価の経年変化であるが、コロナ禍以前と比較するとA・Bが少なく、D・Eの割合が多くなっている。令和3年度からは、小学生と中学生は徐々にA・Bの割合が増えており、体力の低下には一定の歯止めがかかったと考えている。

資料29ページ、体力合計点平均点の全国との比較では、小学校男子が全国を下回り、小5女子、中2男女では上回る結果となった。種目別の平均値の経年変化を校種別に示した資料の赤い矢印は昨年度より向上したことを表しており、「シャトルラン」は全校種で昨年度よりも向上した。

意識調査についてであるが、31ページの図6、32ページの図8は学校への「体育の授業で大切にしていることは何か」との質問の回答結果である。小中学校とも「運動の楽しさを実感させる」との回答が最も多くなっており、教員は児童生徒に体育の授業で楽しさを実感させることを重視しているということがわかる。32ページの図9は、体力合計点と体育の授業の楽しさとの関係を表したクロス集計の結果である。楽しいと回答した児童生徒の方が、体力合計点が高い傾向にある。一方で、「運動が得意だから、体育の授業が楽しい」「他の教科との比較で回答している」ということも想定される。そこで、楽しくないと答えた児童生徒について、「どのようなことがあれば、今より体育の授業が楽しくなるか」という問いとのクロス集計を行ったところ、児童生徒の回答では「できることができるようになったら」「自分に合った場やルールが用意されていたら」「自分に合ったペースで行うことができたなら」「できる・できないで比べられなかったら」の4つの割合が多いことが分かった。昨年、委員から指摘を頂いた「体育の選択制についての検討」「運動の苦手な児童生徒が体育の楽しみを感じられるような個別最適な学習の重視」についてと、児童生徒の回答から、小さな成功体験や自己の力の向上が味わえる授業、個に応じた場やルール、集団を児童生徒が自ら主体的に選べるような体育授業づくりを推進していくことが効果的であると考えている。

33ページは生活習慣調査の結果である。一週間の総運動時間は、中学校女子を除き、昨年度と比較すると若干減少している。また、コロナ禍以前と比べると、運動しない児童生徒が多い状況が引き続き見られる。一週間の総運動時間と体力合計点のクロス集計では、運動時間が長いほど、体力合計点が高い傾向にあり、学校での運動の機会に加え、日常的な運動機会を増やしていくことが大切だと考えている。

35ページ、スクリーンタイムについては、全国と比較すると長い傾向が見られるが、4時間以上の視聴は少しずつ減少している。スクリーンタイムと体力合計点の関係では、小学5年生はスクリーンタイムが少ないほど、体力合計点が高くなっている。小5女子、中2の男女では、スクリーンタイムが1時間未満、1時間以上3時間未満で、合計点が平均より高くなっている。このことから、適度にスクリーンタイムをコントロールし、体を動かす時間を確保することが、体力の向上にとって重要であると考えられる。

最後に、考察及び今後の対応についてだが、本県児童生徒の体力については、全体的に低下傾向に一定の歯止めがかかったと考えられるものの、コロナ禍以前と比較すると、依然として高くはない状況で推移している。体力の向上にむけて児童生徒が自主的、選択的に取り組むことができる体育授業を展開するとともに、運動に取り組む時間や機会を意図的に確保する取組を進めていく。今後の対応の1つ目として「体育学習の充実」を図っていく。児童生徒が「楽しい」と感じ、体を動かすことへの意欲化を図る授業を展開できるよう、指導法や子供が夢中になって取り組む活動例などを、各種研修会や研究集会、ホームページ等、様々な機会を活用して周知していく。また、よりよい授業づくりの参考となる指導のポイントや授業の進め方などを示した資料の活用も推奨していく。2つ目に「日常的な運動習慣の形成」として、体育学習以外の運動機会を意図的に増やすことを推奨する。競技的なスポーツやトレーニングだけではなく、体を動かす遊び等を含めて「運動」と捉え、休み時間等に児童生徒が自主的に取り組めるような運動の要素を含む遊びやゲームなどを推奨していく。楽しみながら体を動かすための取組として、「遊・友スポーツランキングちば」を今年度新たに、ランキング部門に加え、クラスや学校で子供たちが運動の習慣化に関する目標をたて、それに向かって継続的に取り組むチャレンジ部門を設定し、「遊・友スポーツチャレンジちば」に名称を変更して実施している。今後、さらに活用が進むよう、先生方、子供たちのアイデアを募って改善していきたいと考えている。3つ目として、これらの取組をより効果的なものにするため、有識者と連携して取組を検討していく。大学教授等による講義や講演を行い、教員の指導力向上を図ることに加え、有識者の助言を受け、データに基づいた授業改善例、運動習慣の形成に繋がる運動メニュー等を検討し、研修や県のホームページをとおして発信していく考えである。体育の授業を改善し、日常的に体を動かす習慣を身に付けていくことが体力の向上、さらには生涯スポーツへもつながっていくことになると考える。今後も調査の分析を続け、児童生徒・学校の声も取り入れながら、体力向上への取組を進めていく。

【櫻井委員】

図10の見方についてであるが、例えば20%とあるのは、苦手な子供のうちの20%なのか、全ての子供のうちの20%のどちらなのか。

【保健体育課長】

苦手な子供のうちの20%である。

【櫻井委員】

苦手な子供たちはどうやっても楽しくならないというように読み取ることもできる。回答の割合が多かった3つを達成したところで、多くの子供たちの苦手意識が改善されないように見えてしまう。また、適度にスクリーンタイムがあった方が体力が上がるとの説明があったが、因果関係が想定されづらい説明だと思う。サンプルの偏りや反応の乱れ等が生じていると考えられるため、適度にスクリーンタイムを作るべきであるというメッセージは早計であると懸念する。トレーニングや体づくりのための動画を見ている子供たちの点数が高いなど、もう少しきめ細やかな分析をお願いしたい。

【保健体育課長】

後日、資料の示し方も含めて相談させていただきたい。また、スクリーンタイムについては、専門家の知見を活用しながら分析していく。

【永沢委員】

小学5年生や中学2年生になるまでに、体育の授業が辛い・楽しくないと思っている児童生徒の中には、体育は楽しくならないと思っている人は結構いるのではないか。「できる・できないで比較されない」というところだが、比較する立場には先生や同級生、自分自身がいると思うが、この3つを全てクリアするのは大変なことだと思う。小学5年生と中学2年生の発達段階であれば、周りと自分を比較していると思われるため、同じことをさせて、できる・できないという比較が生まれにくい形態の授業にならない限りは難しいと思う。今回の調査で、体育の授業が楽しくないと回答した子供たちに焦点をあてたという点においては、うれしく感じる。皆が楽しいと感じるために、これからの体育の授業をどう変えていくかということについて、ぜひ学校で話し合ってもらいたい。

【花岡委員】

教えている先生はできるということが前提だと思うので、できない子供のことがわかるかどうか、重要な部分だと思う。体育の授業は運動の中のごく一部でしかなく、通学や放課後の遊びが大きく影響してくると思うため、どのような生活環境で何をしている子供の体力が高いのかの調査結果を見たい。子供たちは、外遊びの中でゲームもしているが、ゲームに飽きたら体を動かして遊ぶということもしていると思うため、そのような点も分析の中で見えてくれば良いと思う。単純にスクリーンタイムの長さだけで分析するのではなく、ゲームや動画視聴をしているけれど、運動もしっかりしているというような部分が見えてくると良い。先進国の中で日本の体力は低くなく、それを支えているのは通学だと言われているため、通学環境も含めた生活という部分を体力となぞらえてみることも大事だと思う。郡部に住む子供の方が友達との距離が離れているため、友達と遊ばないという話も聞いたことがある。このような点から考えても、おそらく体力や運動の好き嫌いだけの内容にとどまらない課題があると思うため、より広い視点での分析を要望する。

報告4は終了。

報告5 令和9年度公立学校教員採用候補者選考について

【教職員課任用室長】

教員採用候補者選考については、優秀な人材の確保に向け、毎年度、改善を図っているところであるが、来年度は次のような改善を行う。1点目は、第1次選考における選考内容の変更である。第1次選考において「集団面接」を行う区分を縮減する。2点目は、「講師等特例選考B」の要件変更である。昨年度、受験した校種・教科以外で任用されている場合も講師等特例選考Bにより受験できることとする。3点目は、「講師等特例選考C」の新設である。前年度に、ちば夢チャレンジ特別選考通過者として受験し、本年度5月1日現在千葉県内で講師等として勤務している者を対象として、講師等特例選考Cを新設する。4点目は、千葉県地域枠の対象拡大である。令和7年度から取り組みの始まった私大協働において、千葉県の教育課題に取り組み、修了した者を対象に追加する。これに伴い、募集人員も拡大する。5点目は、「千の葉の先生養成塾生特別選考」の第2次選考内容の変更である。第2次選考における「模擬授業」を廃止し、個別面接と適性検査のみ実施することとする。6点目は、「大学推薦特別選考」の対象教科拡大である。対象教科に中高美術を追加する。7点目は、「ちばスペシャリスト特別選考I」の教科拡充である。英語を新規に追加する。8点目は、その他の改善・変更に係る年齢要件の変更である。昭和40年4月2日以降に生まれた者とし、年齢要件を62歳未満に引上げる。9点目は、「他県等現職特例選考・元教諭特例選考B」の10月以降実施の名称

変更である。10月の選考を「秋選考」、1月の実施を「冬選考」と名称変更する。10点目は、泳力調査の廃止である。小学校・中高保健体育・特別支援教育の受験者に提出を求めている泳力調査を廃止する。なお、第1次選考における千葉県会場は、幕張メッセが改修工事のため千葉県内の5会場で実施する。

報告5は終了。

委員報告 県立佐倉南高等学校への視察について

【花岡委員】

佐倉南高校は三部制の高校で、千葉県に3校あるうちの1つであり、2022年度から三部制を取り入れているため、今年度で4年目ということになる。

私自身、視察前から佐倉南高校と関わりを持つことがあったため、以前にも何度か訪問したことがある高校である。関わりを持つ前は、普通校に行けずにドロップアウトした子供や、挫折を抱えて元気のない子供が通っているものと思っていたが、非常に前向きで、コミュニケーション能力も高い若者が非常に多く、私の定時制高校に対するイメージが大きく変わった。

佐倉南高校の周辺は、まちの明かりが少なくなってしまうところであり、夜間部となると季節によっては登校の時間でも真っ暗となる。そこで、少しでも元気に登下校できるような道路を作りたいという「夜道を明るくする」という、生徒自らが立ち上げたプロジェクトに、私も関わっていたところである。非常に短い距離ではあるが、蓄光性のパネルを歩道に埋め込み、学校への道標とともに、歩くことが楽しくなるような仕掛けがされている。生徒たちは、このプロジェクトを成功に導いて、千葉県知事賞を受賞した。生徒たちが未来に向かって生き生きと学んでいる姿を見ると、なぜこの子たちが普通校に入れなかったのだろうと疑問に思い、この子たちが入れない学校というのはどのような学校なのだろうかと思ってしまうことがある。佐倉南高校にあって普通校にないものがあることを感じる。また、生徒に対して真正面から向き合っている先生方が非常に多いという印象がある。現在、500人ほどの在校生の中で、外国にルーツを持つ子たちが70人程度いるとのことであった。授業で印象的だったのは、グループワークで、日本語と英語ができる子が通訳をしながら数学を学び合っているというグローバルなシーンを見られたことである。工夫すれば、いろいろなグローバルな環境ができるのではないかという気づきがあった。

校長との意見交換の際、「定時制高校の教育的付加価値は何か。」という櫻井委員からの質問に対して、後日紙面にて回答を頂いた。その内容としては、「『私』の人生を主体的に捉え直す力が育成されること」、「多様性を尊重し、他者と共に生きる力が育成されること」、「他者と共に生き、社会の一員として行動する力が育成されること」の3つが書かれており、今の社会に最も大切なものであり、また、日本の社会だけにはとどまらず、世界においても非常に重要な付加価値なのではないかと思ったところである。普遍的であり、人が生きていく上で、非常に重要なことを佐倉南高校では学べるということを校長が述べていたのは、とても力強いことだと感じている。また、公立定時制高校として、効率や短期的成果のみでは測ることのできない人の成長に正面から向き合う教育活動は、社会全体に対する価値創出に繋がるものだという話も話していた。

佐倉南高校にこれを留めるのでなく、普通校も学びの多様化学校なども、ここでの取組を参考に作り上げてほしいと願っている。教育委員会としても佐倉南高校を応援し、その応援が他の県立高校に広がっていくようなデザインを考えてもらえるとありがたいと感じる視察であった。

委員報告 県立千葉女子高等学校への臨場について

【永沢委員】

3月5日木曜日、千葉県立千葉女子高等学校の卒業式に臨場した。県立千葉女子高校は、明治33年4月に開校した、125周年を迎えた伝統校である。今回の卒業式で学校の伝統ということをもっと強く感じたのは、校旗の入退場の場面であった。先頭で歩く教頭と、校旗と三脚を持つ2名の生徒の歩みが揃い、オーケストラ部の演奏する曲の終わりと同時に壇上に運び終えた。どれだけの練習を積み重ねればこのようなことができるのかというふうに驚いた。校長の式辞は、生徒たちに語りかけるようなすばらしい式辞であり、その中で県教育長が2代続けて女性であること、県警察本部長、総理大臣、財務大臣も女性であることを挙げ、女性がトップになる時代だと生徒たちを励ましていたのが印象的であった。また、式辞の後には、なぞかけをする場面もあり、生徒たちとのやりとりが微笑ましく思えた。校歌斉唱も素晴らしく、ハーモニーを奏でる歌声はとても美しいものであった。調和のとれた美しさを何度も感じた、厳かなとても良い卒業式であった。この日、3学年265名の生徒が無事巣立っていったことを報告する。

<傍聴・報道 退出>

第80号議案 千葉県文化財保護審議会委員の任命について

文化財課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第81号議案 市町村立学校長の人事について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和8年4月16日 署名人